

川崎市中原区社会福祉協議会
図書・ビデオテープ貸出実施要綱

- 1 本事業は、福祉の知識を広めることを目的とし、図書・ビデオテープの貸出を行うものである。
- 2 実施主体は、川崎市中原区社会福祉協議会（以下、区社協）とする。
- 3 貸出の対象は、次のいずれかに該当している場合とする。
 - (1) 中原区内在住・在勤の者
 - (2) 区内教育機関・福祉団体等
 - (3) その他、会長が認めたもの※ 但し、福祉パルなかはら利用者は福祉パルなかはら内で使用できる。
- 4 貸出を希望するものは、「貸出申請書」を提出し承認を受けなければならない。
- 5 貸出予約は、3ヶ月前からとする。
- 6 貸出期間は、原則として2週間、図書は3冊まで、ビデオテープは3本までとする。但し、やむを得ない事由により返却できない場合は、事前に延長を願い出て承認を受けなければならない。
- 7 利用者は、貸出を受けた図書・ビデオテープを他に転貸及び複写してはならない。
- 8 区社協は、利用者が貸出を受けた図書・ビデオテープを紛失し、または甚だしく汚損もしくは破損した場合には、損害の全部または一部の賠償を求めることができる。
- 9 区社協は、利用者がこの貸出要領に違反した場合に、図書・ビデオテープの利用を停止し、以後の貸出を禁止することができる。

(付 記)

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

この改正要綱は、令和2年4月1日から施行する。